

総務委員会資料
[総務部]
令和7年10月1日・2日

《条例案》

第 117 号議案 使用料及び手数料の額の改定等に関する条例＜関係分＞【総務課】..... 1

《一般事件案》

第 122 号議案 契約の締結について《島根県営住宅(出雲市川北天神団地2号棟)建設(建築)工事》【営繕課】... 4

第 123 号議案 契約の締結について《島根県民会館大規模改修(大・中ホール舞台機構設備)工事》【営繕課】... 5

《予算案》

第 100 号議案 令和7年度島根県一般会計補正予算(第3号)＜関係分＞ 歳入 【財政課】..... 6
歳出(総務部) 【総務課】..... 7

第 101 号議案 令和7年度島根県公債管理特別会計補正予算(第1号) 【総務課】..... 9

第 102 号議案 令和7年度島根県証紙特別会計補正予算(第1号)＜関係分＞ (総務部) 【総務課】..... 9

《報告事項》

- 公立大学法人島根県立大学の令和6年度及び第三期中期目標期間に係る業務の実績に関する評価結果について【総務課】..... 10
・公立大学法人島根県立大学 令和6年度に係る業務の実績に関する評価結果【総務課】..... 別冊1
・公立大学法人島根県立大学 第三期中期目標期間に係る業務の実績に関する評価結果【総務課】..... 別冊2
- 障がい者雇用の状況について【人事課】..... 12
- 島根かみあり国スポ・全スポ局(仮称)の設置検討について【人事課】..... 13
- 県庁売店・食堂の運営事業者の決定について【人事課】..... 14
- 生活実態を基にした救済等の制度における同性パートナーの取扱いについて＜関係分＞【税務課】..... 15

【第117号議案】

使用料及び手数料の額の改定等に関する条例（関係分）について

1. 改正の趣旨

第2期中期財政運営方針に基づき受益者負担の適正化を図るため、労務費や物価の上昇を踏まえた使用料及び手数料の見直しを一斉に実施する。

2. 改正対象条例及び項目

- 島根県手数料条例（地方税法関係分）（税務課）

項目	対象者	改正前	改正後
免税軽油使用者 証交付手数料	軽油引取税に係る免税軽油使用者証の交付又は 書換えを受けようとする者（国及び地方公共団体 を除く。）	420円	630円

3. 施行期日

令和8年4月1日から施行する。

(参考) その他一斉見直しにより実施した規則等の改正

使用料・手数料の一斉見直しにより、島根県手数料条例のほか、規則等についても改正を行う。

1. その他規則等の改正

- (1) 島根県情報公開条例施行規則、個人情報の保護に関する法律施行細則、
島根県公文書センターの管理に関する規則（総務課）

項目	対象となるもの	改正前	改正後
公文書の写し の交付に要する費用	光ディスクに複写したもの CD-R (1枚)	130 円	140 円
	【新設】 DVD (1枚)	—	140 円

- (2) 島根県職員会館管理運営要綱（人事課）

項目	対象施設（主な利用時間帯を抜粋）	改正前	改正後
島根県職員会 館利用料	アリーナ（全面）(9:00～12:00(半日))	4,230 円	4,620 円
	教養室1～4、展示室、和室(9:00～12:00(半日))	4,110 円	4,560 円
	多目的ホール(9:00～12:00(半日))	6,870 円	7,560 円
	アリーナ・トレーニング室 個人利用（一般） (利用1回あたり)	160 円	170 円

※上記は主な利用時間帯を抜粋したもの。職員会館利用料の改正件数は94件

2. 施行期日

令和8年4月1日から施行する。

ただし、以下に掲げる項目については、次に定める日から施行する。

- ・公文書の写しの交付に要する費用（DVD媒体） 公布の日

使用料・手数料の一斉見直し

使用料及び手数料の額の改定等に関する条例（第117号議案）関係

1. 概要

第2期中期財政運営方針に基づき受益者負担の適正化を図るため、物価の上昇等を踏まえた使用料及び手数料の見直しを一斉に実施する。

2. 見直しの対象等

(1) 見直しの対象

県が条例、規則等で定める使用料・手数料のうち、以下を除くもの

- ・ 政令等で単価が設定されているもの（高校授業料、運転免許手数料等）
- ・ 地価のみを積算根拠としているもの（道路占用料、河川占用料等）

(2) 見直しの方法

ア 原則

現行の単価の根拠となっている積算を直近の実績に基づき置き換えて再積算。その結果、5%を超える変動があれば、改定を実施

イ 例外

指定管理施設の使用料（観覧料、ホール・会議室使用料等）については、近隣の類似施設等を参考に単価設定していることから、人件費、物件費、光熱水費等の上昇率を踏まえて設定した共通の改定率（+10%）等に基づき積算

ウ 上限

急激な値上げによる県民生活への影響に配慮し、積算額が現行単価の1.5倍を超えるものは、1.5倍を上限に設定

3. 見直し結果

(1) 改定等を行った項目の件数

2,193件（うち改定：2,123件、廃止：57件、新設：13件）

(2) 影響額（概算）

124百万円（指定管理者の料金収入を含む。）

(3) 見直し時期

令和7年9月議会において関係条例の改正案を提案。併せて関係規則等を改正し、原則として令和8年4月1日から新料金を適用

【第122号議案】

契約の締結について

次のとおり契約を締結するものとする。

記

1. 契約の目的 島根県営住宅（出雲市川北天神団地2号棟）建設（建築）工事
2. 契約の方法 一般競争入札
3. 契約金額 1,052,700,000円
4. 契約相手方の住所氏名 今岡工業・出雲土建・ヒロシ特別共同企業体
代表者 出雲市塩治神前二丁目8番16号
今岡工業株式会社
代表取締役 今岡 幹晴
構成員 出雲市知井宮町138番地3
出雲土建株式会社
代表取締役 石飛 裕司
構成員 出雲市上塩治町2453番地3
ヒロシ株式会社
代表取締役 扇子 勇次

工事名	島根県営住宅（出雲市川北天神団地2号棟）建設（建築）工事
工事場所	出雲市天神町地内
工 期	自 島根県議会の議決があり、かつ、受注者が契約の保証を付したことを確認した日の翌日 至 令和9年9月30日
工事概要	県営住宅新築工事 住宅棟(32戸) 鉄筋コンクリート造 7階建て 延べ面積 2,489.07m ² 外構 一式 EV設備工事 1基 乗用(車いす兼用) 定員:13人 速度:90m/min
備考	仮契約日 令和7年7月14日

【第123号議案】

契約の締結について

次のとおり契約を締結するものとする。

記

1. 契約の目的 島根県民会館大規模改修（大・中ホール舞台機構設備）工事
2. 契約の方法 一般競争入札
3. 契約金額 2,035,000,000円
4. 契約相手方の住所氏名 広島県広島市中区紙屋町一丁目3番2号
三精テクノロジーズ株式会社 広島営業所
所長 松平 卓也

工事名	島根県民会館大規模改修（大・中ホール舞台機構設備）工事
工事場所	松江市殿町地内
工 期	自 島根県議会の議決があり、かつ、受注者が契約の保証を付したことを確認した日の翌日 至 令和9年10月29日
工事概要	大ホール舞台機構設備工事 改修一式 中ホール舞台機構設備工事 改修一式
備考	仮契約日 令和7年7月15日

令和7年度9月一般会計補正予算 歳入科目別内訳一覧表

(単位:千円)

区分	R7年度			R6年度 9月現計(B)	対前年度伸び率 (A)/(B)	主な補正項目
	現計	9月補正	計(A)			
1. 県 税	82,903,500		82,903,500	78,180,351	6.0%	
2. 地 方 消 費 税 清 算 金	33,019,513		33,019,513	32,109,792	2.8%	
3. 地 方 譲 与 税	15,773,000		15,773,000	14,533,000	8.5%	
4. 地 方 特 例 交 付 金	354,000		354,000	1,757,000	▲ 79.9%	
5. 地 方 交 付 税	181,904,329		181,904,329	180,809,212	0.6%	
〃(含 臨時財政対策債)	(181,904,329)		(181,904,329)	(181,403,212)	(0.3%)	
6. 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	167,000		167,000	170,000	▲ 1.8%	
7. 分 担 金 及 び 負 担 金	1,662,551	155,241	1,817,792	1,756,804	3.5%	公共事業関係
8. 使 用 料 及 び 手 数 料	4,026,497		4,026,497	4,142,994	▲ 2.8%	
9. 国 庫 支 出 金	76,217,426	1,267,397	77,484,823	76,303,591	1.5%	公共事業関係 865,848 医療提供体制推進事業費補助金 180,576 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 126,933
10. 財 産 収 入	1,713,545		1,713,545	1,635,201	4.8%	
11. 寄 附 金	74,257	12,276	86,533	76,904	12.5%	教育費寄附金 9,276 企業版ふるさと島根寄附金 3,000
12. 繰 入 金	15,464,614	7,409,476	22,874,090	19,319,795	18.4%	減債基金繰入金 6,729,783 中小企業近代化資金会計繰入金 472,318 安心こども基金繰入金 208,242
13. 繰 越 金	4,748,787	5,258,393	10,007,180	15,624,691	▲ 36.0%	
14. 諸 収 入	14,032,982	527,279	14,560,261	13,268,480	9.7%	島根半島震災対策事業協力金 428,728 土木受託事業収入 63,000 過年度補助金委託金等精算返還金 35,659
15. 県 債	41,033,300	574,700	41,608,000	42,448,000	▲ 2.0%	公共事業関係 572,500
〃(除 臨時財政対策債)	(41,033,300)	(574,700)	(41,608,000)	(41,854,000)	(▲ 0.6%)	
合 計	473,095,301	15,204,762	488,300,063	482,135,815	1.3%	

令和7年度島根県一般会計補正予算（第3号）〈関係分〉
 令和7年度島根県公債管理特別会計補正予算（第1号）
 令和7年度島根県証紙特別会計補正予算（第1号）〈関係分〉

歳出総括表〔総務部〕

一般会計

(単位：千円)

課名	補正前の額 (A)	補正額 (B)	計 (A) + (B)
総務課	6,995,467	▲ 92,793	6,902,674
人事課	4,382,184	▲ 1,497	4,380,687
財政課	56,786,278	11,428,531	68,214,809
税務課	43,506,916	▲ 5,637	43,501,279
管財課	6,562,042	▲ 681	6,561,361
営繕課	350,491	9,486	359,977
情報システム推進課	2,595,863	15,541	2,611,404
総務事務センター	1,065,921	▲ 6,155	1,059,766
合計	122,245,162	11,346,795	133,591,957

特別会計

(単位：千円)

課名	会計名	補正前の額 (A)	補正額 (B)	計 (A) + (B)
財政課	公債管理特別会計	92,086,815	4,841,002	96,927,817
税務課	証紙特別会計	818,400	0	818,400
総務事務センター	総務事務集中処理特別会計	11,974,508	0	11,974,508

事業名	補正前の額	補正額	補正後の額	概要	予算科目		議案 (資料1) 款項目 掲載ページ
					款	項	
総務部	122,245,162	11,346,795	133,591,957	[財源] その他 244,120 県 11,102,675			
総務課	6,995,467	▲ 92,793	6,902,674	[財源] 県 ▲92,793			
1 人件費 一般職給与	917,167	▲ 87,931	829,236	一般職員 111人→106人	2	1	1 27
2 人件費 一般職給与	6,436	▲ 443	5,993	一般職員 1人→1人	5	1	1 43
3 人件費 一般職給与	38,478	▲ 4,419	34,059	一般職員 6人→6人	7	1	1 55
人事課	4,382,184	▲ 1,497	4,380,687	[財源] 県 ▲1,497			
1 人件費 一般職給与	2,915,322	▲ 1,497	2,913,825	一般職員 43人→45人	2	1	1 27
財政課	56,786,278	11,428,531	68,214,809	[財源] その他 244,120 県 11,184,411			
1 人件費 一般職給与	156,350	7,681	164,031	一般職員 22人→22人	2	1	1 27
2 減債基金積立金	27,258	244,120	271,378	島根半島震災対策事業の実施に係る県債の後年度の償還額から地方交付税措置額を除いた県実負担相当分を減債基金へ積立て [財源] その他（島根半島震災対策事業協力金） 244,120	2	1	7 27
3 元金償還金	50,210,467	11,102,109	61,312,576	決算剰余金を活用した繰上償還（公債管理特別会計繰出金）	12	1	1 79
4 利子償還金	5,602,807	49,621	5,652,428	決算剰余金を活用した繰上償還（公債管理特別会計繰出金）	12	1	2 79
5 予備費	300,000	25,000	325,000	予備費の復元のための増（渴水時の農業用水確保への支援分）	14	1	1 83
税務課	43,506,916	▲ 5,637	43,501,279	[財源] 県 ▲5,637			
1 人件費 一般職給与	723,526	▲ 5,637	717,889	一般職員 100人→98人	2	3	1 29
管財課	6,562,042	▲ 681	6,561,361	[財源] 県 ▲681			
1 人件費 一般職給与	175,979	▲ 681	175,298	一般職員 25人→24人	2	1	1 27
営繕課	350,491	9,486	359,977	[財源] 県 9,486			
1 人件費 一般職給与	317,385	9,486	326,871	一般職員 46人→47人	8	6	1 65
情報システム推進課	2,595,863	15,541	2,611,404	[財源] 県 15,541			
1 人件費 一般職給与	106,127	15,541	121,668	一般職員 17人→16人	2	1	1 27
総務事務センター	1,065,921	▲ 6,155	1,059,766	[財源] 県 ▲6,155			
1 人件費 一般職給与	265,883	▲ 6,155	259,728	一般職員 38人→36人	2	1	1 27

【第100号～102号議案】

〔公債管理特別会計〕

(歳 入)

(単位 : 千円)

事業名	補正前の額	補正額	補正後の額	概 要	予算科目			議案 (資料 1) 掲載ページ
					款	項	目	
財政課	92,086,815	4,841,002	96,927,817					
1 一般会計繰入金	55,978,667	11,151,730	67,130,397				1	1 1 95
2 借換債	33,245,728	▲ 6,310,728	26,935,000				2	1 1 97

(歳 出)

(単位 : 千円)

事業名	補正前の額	補正額	補正後の額	概 要	予算科目			議案 (資料 1) 掲載ページ
					款	項	目	
財政課	92,086,815	4,841,002	96,927,817	[財源] 債 ▲6,310,728 他 11,151,730				
1 元金償還金	86,318,615	4,791,381	91,109,996	決算剰余金を活用した繰上償還			1	1 1 99
2 利子償還金	5,592,807	49,621	5,642,428	決算剰余金を活用した繰上償還			1	1 2 99

〔証紙特別会計〕

(歳 入)

(単位 : 千円)

事業名	補正前の額	補正額	補正後の額	概 要	予算科目			議案 (資料 1) 掲載ページ
					款	項	目	
税務課	818,400	0	818,400					
1 証紙収入 (県税)	816,941	▲ 2,557	814,384				1	1 1 103
2 繰越金	1,459	2,557	4,016				1	2 1 104

(歳 出)

(単位 : 千円)

事業名	補正前の額	補正額	補正後の額	概 要	予算科目			議案 (資料 1) 掲載ページ
					款	項	目	
税務課	818,400	0	818,400	[財源] 県税・使・手 ▲2,557 他 2,557				
1 一般会計繰出金	818,400	0	818,400	繰越金の増額に伴う財源調整			1	1 1 —

公立大学法人島根県立大学の令和6年度及び第三期中期目標期間に係る業務の実績に関する評価結果について

1 評価制度

(1) 概要

県の附属機関である「島根県公立大学法人評価委員会」が行った次の評価結果を、地方独立行政法人法第78条の2第6項の規定に基づき報告する。

- ・令和6年度に係る業務の実績に関する評価結果（年度評価）
- ・第三期中期目標期間（令和元年度～6年度）に係る業務の実績に関する評価結果（期末評価）

(2) 評価委員会の構成

大谷 浩 委員長（島根大学長）ほか4名の委員で構成

2 令和6年度業務実績評価結果の概要

(1) 全体評価

中期目標の達成に向けて概ね順調と評価する。

(2) 項目別評価結果と判断理由

- ① 社会情勢の変化に的確に対応した大学づくり（S～Dの5段階でのB評価・概ね順調）
 - ・魅力化推進本部を設置し、島根創生を担う人づくり事業に全学的に取り組んだ。
 - ・4カ所のサテライトキャンパスを運営し、地域教育や実践型教育、高大連携を推進するなど、特色、魅力ある大学づくりへの取組が認められる。
 - ・第3期中期計画の方向性を踏襲し「地域貢献・教育重視型大学」として、理事長・学長のリーダーシップのもと、学生や地域にとって魅力ある大学づくりを推進する第4期中期計画を策定した。
- ② 大学の教育研究などの質の向上（概ね順調・5段階評価なし）
 - ・県内就職率は、前年度と比べ上昇しており、長期実践型キャリア教育や県内企業等との様々な取組など、近年行ってきたキャリア支援に一定の成果が認められる。
 - ・入学者に占める県内学生の割合は、中期計画で掲げる目標値を達成しており、入試制度改革や広報活動などの取組を着実に進めた成果が認められる。
 - ・地域政策学部においては、令和8年度から、地域ニーズを踏まえた文系デジタル人材の育成を目的としてコース名を変更し、情報教育を強化することとした点も評価できる。
 - ・一方、学生による授業アンケート回答率・教員によるフィードバック率、科学研究費助成事業の申請率等は、未だ不十分である。

- ③ **自主的、自律的な組織・運営体制の確立（B評価・概ね順調）**
 - ・大学の不正防止計画に基づき、研究費の適切な管理利用に関する内部監査を実施するなど、監査体制の充実を図る取組が認められる。
 - ・令和7年度予算編成に向けて、経費の予算削減や人員体制の見直しを行った。
- ④ **評価制度の充実及び情報公開の推進（B評価・概ね順調）**
 - ・情報セキュリティレベルの向上に向けた取組が認められる。
- ⑤ **その他業務運営に関する重要事項（B評価・概ね順調）**
 - ・広報広聴活動、安全・危機管理体制の確保、人権の尊重など、いずれも確実な取組が認められる。

3 第三期中期目標期間（令和元～6年度）業務実績評価結果の概要

（1）全体評価

全体として、中期計画を概ね達成しているものと評価する。

（2）特記事項及び今後の課題

- ・社会情勢の変化に的確に対応した大学づくりを進めるとともに、地域貢献への取組を積極的に行ったほか、県内からの入学者を増やすなど、中期目標で示された「地域貢献・教育重視型大学」として大学改革を迅速かつ戦略的に実行した。
- ・国際交流の促進については、これまで取り組んできた北東アジア地域に加え、東南アジア地域においても大学間で連携を拡大していくこととした。
- ・一方、学生による授業アンケート回答率・教員によるフィードバック率、科学研究費助成事業の申請率は低調であり、実効性のある取組を検討し、早期に実施されたい。
- ・大学院北東アジア開発研究科の定員割れへの対策を継続的に検討しており、早期の具現化が求められる。

4 年度評価の廃止

令和5年の地方独立行政法人法改正により、新たな中期目標期間（6年間）から、評価委員会が行う年度評価（各事業年度に係る業務の実績に関する評価）が廃止となり、評価委員会は引き続き、中期目標期間を4年経過した後に中間評価を、6年経過した後に期末評価を行い、その評価結果を報告することとなる。

本県では、令和7年度から第四期中期目標期間が開始するため、令和11年度に中間評価を、令和13年度に期末評価を報告する。

障がい者雇用の状況について

1. 制度概要

- 障害者の雇用の促進等に関する法律第38条第1項の規定に基づき、国及び地方公共団体の任命権者には一定数以上の障がい者雇用を義務づけ

2. 知事部局における障がい者雇用率の状況（令和7年6月分・島根労働局報告数値）

※職員数等は、障がいの程度や勤務時間に基づく換算により算出することとされているため、実人数とは異なる

法定雇用障がい者数の算定の基礎となる職員数（人）	障がい者の数（人）	実雇用率（%）	不足数（人）	法定雇用率（%）
4,124.5	115.5	2.80	0	2.80

毎年6月1日現在の状況を国に報告

（前年比）

実雇用率の増減（%）	障がい者数の増減（人）	不足数の増減（人）
2.86 ⇒ 2.80 (▲0.06)	118.0 ⇒ 115.5 (▲2.5)	0

【主な変動理由】

- 正規職員について、令和7年4月1日に障がい者枠として4名採用
- 会計年度任用職員について、令和6年7月以降、障がい者枠として5名採用
- 正規職員及び会計年度任用職員について、退職により11名減

3. 採用スケジュール

6月以降 会計年度任用職員（障がい者枠）の採用試験を実施

11月上旬 障がい者（身体、知的、精神）を対象とした正規職員採用試験を実施
（令和8年4月採用）

4. 今後の取組等

- 「島根県障がい者活躍推進計画」に基づき、引き続き、障がいのある職員が、その特性や個性に応じて、能力を十分に発揮し、働きやすく、やりがいを感じることができる職場づくりを推進
- 障がい者の働きやすい職場環境づくりや障がい特性に応じた雇用管理に関する理解を深めるための「職員研修」を継続的に実施
- 健康福祉部や教育委員会等と連携し、障がいのある職員に担つてもらう職務の選定・創出、作業の集約化、支援体制・職場環境の整備等の強化

島根かみあり国スポ・全スポ局（仮称）の設置検討について

1 概要

令和12年に開催予定の第84回国民スポーツ大会及び第29回全国障害者スポーツ大会（以下「国スポ・全スポ」という。）の開催に向けた体制を強化するため、令和8年度から新たに「島根かみあり国スポ・全スポ局（仮称）」を設置する方向で検討を開始した。

2 設置検討理由

- ・ 令和7年7月16日に、国スポ・全スポの開催地として島根県が内定
- ・ これまで、環境生活部島根かみあり国スポ・全スポ準備室において必要な準備を進めてきたところだが、開催地内定を機に、開催日程の検討や県民への機運醸成などの開催準備が、より具体化・本格化していくことから、体制を強化するために「局」（島根県部設置条例に定める「部」）の設置を検討するもの

3 今後のスケジュール案

- 令和8年 2月 「島根県部設置条例」等の改正案を2月議会定例会で上程
4月 「島根かみあり国スポ・全スポ局（仮称）」の設置
※ 令和12年度末をもって廃止予定

県庁売店・食堂の運営事業者の決定について

地方職員共済組合による県庁売店・食堂の直営での営業終了に伴い、後継店舗の運営事業者を公募・選考し、下記事業者と管理運営業務委託契約を締結した。

1. 売店 (直営による営業は令和7年8月29日に終了)

(1) 委託事業者

浅利観光株式会社 代表取締役 植田 裕一 (島根県江津市浅利町)

【事業内容】宿泊業、飲食業、商業施設運営等

(2) 店舗概要

① 店舗名：生活彩家 島根県庁店 (株)ポプラのフランチャイズ店)

② 開店日：令和7年10月1日 (水)

③ 営業時間：【通常営業】開店日の8時～18時

：【無人営業】通常営業以外の時間帯はセルフレジ対応

※正面玄関等施錠中は県職員等の利用に限定

④ 施設概要：【本庁舎地下1階】コンビニ売場、コワーキングスペース

：【南庁舎1階】チルド食品自動販売機

⑤ 取扱商品：食品（弁当、飲料、菓子等）、日用雑貨、切手、たばこ、土産等

2. 食堂 (直営による営業は令和7年10月31日に終了予定)

(1) 委託事業者

株式会社米吾 代表取締役 坪井 祥隆 (鳥取県米子市奈喜良)

【事業内容】食品製造販売業（吾左衛門鮒、仕出し料理、給食弁当）等

【県内事業所】松江事業所（松江市嫁島町）、出雲営業所（出雲市小境町）

(2) 店舗概要

① 開店日：令和8年1月13日 (火) (予定)

② 営業時間：【モーニング】開店日の8時30分～11時 (予定)

：【ランチ】開店日の11時～14時 (予定)

③ メニュー：日替定食、定食、カレー、麺類、丂ぶり、地産地消メニュー等

生活実態を基にした救済等の制度における同性パートナーの取扱い（関係分）

1. 最高裁判決

犯罪被害者給付金不支給裁定取消請求事件に係る最高裁判決（令和6年3月26日）

法制度の趣旨に照らせば、「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者」に同性パートナーも含まれ得るとの解釈が示され、個別具体的な事情については更に審理を尽くさせるため、高裁に差戻し

【理由】

- 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律における給付金支給制度の目的は、犯罪行為により不慮の死を遂げた者の遺族等の精神的、経済的打撃を早期に軽減し、犯罪被害等を受けた者の権利利益の保護が図られる社会の実現に寄与することにある。
- そうした打撃を受け、その軽減等を図る必要性が高いと考えられる場合があることは、犯罪被害者と共同生活を営んでいた者が、犯罪被害者と異性であるか同性であるかによって直ちに異なるものとはいえない。

2. 国の動向

- 本判決を受け、内閣官房が各府省庁に対して「事実上婚姻関係と同様の事情にあった者」と同一、又は類似の文言を含む各法令における同性パートナーの取扱いについて検討、その方向性について報告するよう要請
- 24の法令について、同性パートナーが「含まれ得る」と整理し公表

（令和7年1月）

※「更なる検討を要する」とされた法令についても個別の制度における解釈・運用における課題もある一方、法令が適用されるか否かの予測可能性を確保する観点から、早期に結論を得ることが望ましいと考え、検討の迅速化を改めて指示

3. 総務部の対応・方針

- 配偶者を対象としている下記減免制度について、「配偶者に事実婚を含み、同性パートナーも対象である」ことを上記判旨・国の動向を踏まえ、改めてホームページで周知する。

	項目	制度所管課
1	身体障がい者等に対する自動車税の減免	総務部税務課

- 県のホームページでの公表時期

令和7年11月1日

別紙（説明資料）

自動車税（種別割・環境性能割）に係る身体障がい者等減免制度 (生活実態を基にした救済等の制度における同性パートナーの取扱い)

心身に障がいを有する者が、積極的に社会活動ができるよう税制面から配慮し、一定の要件を満たす自動車については、申請によって自動車税（種別割・環境性能割）を減免することとしている。

県では、障がい者本人の所有する自動車だけでなく、障がい者と生計を一にする（家計を共にする等）者が所有する自動車についても対象となる。

1. 減免の対象となる自動車

手帳の種類	自動車の所有（取得者）	運転者	用途
身体障害者手帳	身体障がい者等本人 又は 身体障がい者等の方と 生計を一にする者	本人	
戦傷病者手帳			
精神障害者保健福祉手帳	本人の所有する自動車 がない場合に限る	生計を一にする者	身体障がい者等の方のために交通手段として使用されていること
療育手帳	身体障がい者等本人	常時介護する者	主として身体障がい者等の方の通学（園）、通院、通所又は生業等の利用に供していること

2. 減免額

自動車税種別割：45,000円（重課対象自動車については51,700円）を限度に減免

自動車税環境性能割：取得価額又は300万円のいずれか低い額に税率を乗じて得た額に相当する額を減免

3. 提出書類

- ① 減免申請書
- ② 身体障害者手帳等
- ③ 運転者の運転免許証（写し）
- ④ 自動車検査証（写し）
- ⑤ 生計を一にしていることが判別できる書類※

※自動車の所有者、運転者、身体障害者手帳等所持者が生計を一にする場合のみ

4. 「生計を一にする者」を判別できる書類

同一世帯が確認できる住民票の写し等。

また、同住所に起居する同一世帯でない親族以外で、生計を一にしている者（同性パートナーを含む。）については、民生委員等公的機関から委嘱を受けた者の発行する証明書又は島根県パートナーシップ宣誓書受領カード等により判別する。

(参考資料)

最高裁判所判決（令和6年3月26日）

- 犯罪被害者給付金不支給裁定取消事件に係る最高裁判決（令和6年3月26日）
「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者」に同性パートナーも含まれ得るとの解釈が示され、個別具体的な事情については更に審理を尽くさせるため、高裁に差戻し

（判旨）

以上のとおり、犯罪被害者等給付金の支給制度は、犯罪行為により不慮の死を遂げた者の遺族等の精神的、経済的打撃を早期に軽減するなどし、もって犯罪被害等を受けた者の権利利益の保護が図られる社会の実現に寄与することを目的とするものであり、同制度を充実させることができが犯罪被害者等基本法による基本的施策の一つとされていること等にも照らせば、犯給法5条1項1号の解釈に当たっては、同制度の上記目的を十分に踏まえる必要があるものというべきである。【原文4(1)】

犯給法5条1項は、犯罪被害者等給付金の支給制度の目的が上記のとおりであることに鑑み、遺族給付金の支給を受けることができる遺族として、犯罪被害者の死亡により精神的、経済的打撃を受けることが想定され、その早期の軽減等を図る必要性が高いと考えられる者を掲げたものと解される。そして、同項1号が、括弧書きにおいて、「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者」を掲げているのも、婚姻の届出をしていないため民法上の配偶者に該当しない者であっても、犯罪被害者との関係や共同生活の実態等に鑑み、事実上婚姻関係と同様の事情にあったといえる場合には、犯罪被害者の死亡により、民法上の配偶者と同様に精神的、経済的打撃を受けることが想定され、その早期の軽減等を図る必要性が高いと考えられるからであると解される。しかるところ、そうした打撃を受け、その軽減等を図る必要性が高いと考えられる場合があることは、犯罪被害者と共同生活を営んでいた者が、犯罪被害者と異性であるか同性であるかによって直ちに異なるものとはいえない。そうすると、犯罪被害者と同性の者であることをもって「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者」に該当しないものとすることは、犯罪被害者等給付金の支給制度の目的を踏まえて遺族給付金の支給を受けることができる遺族を規定した犯給法5条1項1号括弧書きの趣旨に照らして相当でないというべきであり、また、上記の者に犯罪被害者と同性の者が該当し得ると解したとしても、その文理に反するものとはいえない。【原文4(2)】

以上によれば、犯罪被害者と同性の者は、犯給法5条1項1号括弧書きにいう「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者」に該当し得ると解するのが相当である。【原文4(3)】

※法律の改正経過

昭和55年制定

平成13年法律第30号〔第一次改正〕

平成20年法律第15号〔第二次改正〕

裁判長裁判官	林道晴
裁判官	宇賀克也
裁判官	長嶺安政
裁判官	渡邊惠理子
裁判官	今崎幸彦